

# 第2期占冠村自殺対策計画

令和6年度～10年度

～誰も自殺に追い込まれることのない  
占冠村をめざして～

令和6年3月

占冠村

## はじめに

---

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。これまで国全体で自殺対策を総合的に推進してきた結果、3万人台いた自殺者が2万人台までに減るなど減少傾向にある中で、近年では新型コロナウイルス感染症の影響等により、長引く不安な生活の中で、特に女性や小中高生の自殺者が著しく増加するなど、依然として非常事態が続いております。

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援レベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進するものとする基本方針が示されております。

本村の自殺率は他市町村と比較し低い傾向が続いておりますが、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない占冠村をめざして」を基本理念とした「占冠村自殺対策計画」に基づき、関連施策との有機的な連携による総合的な自殺予防対策を進めていく必要があります。

村民の一人ひとりが、心の健康づくりの大切さを意識し、お互いに支えあって生きていく社会をつくっていくため、各関係機関や団体をはじめ、地域の皆さんと協力して自殺対策を推進してまいります。

村民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年3月

占冠村長 田中 正治

# 目次

---

## 第1章 計画策定の趣旨等

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の推進期間 | 2 |
| 4 | 計画の数値目標 | 2 |

## 第2章 占冠村の自殺をめぐる現状

- |   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 統計データから見る占冠村の自殺の現状      | 3 |
| 2 | 統計データから見るわが国の自殺の現状      | 3 |
| 3 | これまでの占冠村における自殺予防の取組について | 4 |

## 第3章 占冠村の自殺対策の基本方針

- |   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 地域におけるネットワークの強化    | 5  |
| 2 | 自殺対策を支える人材の育成      | 7  |
| 3 | 村民への啓発と周知          | 11 |
| 4 | 生きることの促進要因への支援     | 13 |
| 5 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 16 |

## 第4章 自殺対策の推進体制等

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 地域ネットワーク    | 17 |
| 2 | 関係機関や団体等の役割 | 18 |
| 3 | 自殺対策の担当課    | 18 |

# 第1章 計画策定の趣旨等

---

## 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追いつめられて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、全国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目にあたる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実現されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、全村的な取組として自殺対策を推進するため、この度「占冠村自殺対策計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、本村の各計画と関連性と整合性に則した計画を策定しております。

## 3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて策定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法の趣旨や全国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。

平成 27 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」など新規追加した新たな自殺総合対策（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね 5 年に一度を目安に改定が行われてきています。

こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね 5 年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「占冠村自殺対策計画」の推進期間を令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

## 4 計画の数値目標

「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、本村として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよい村」です。

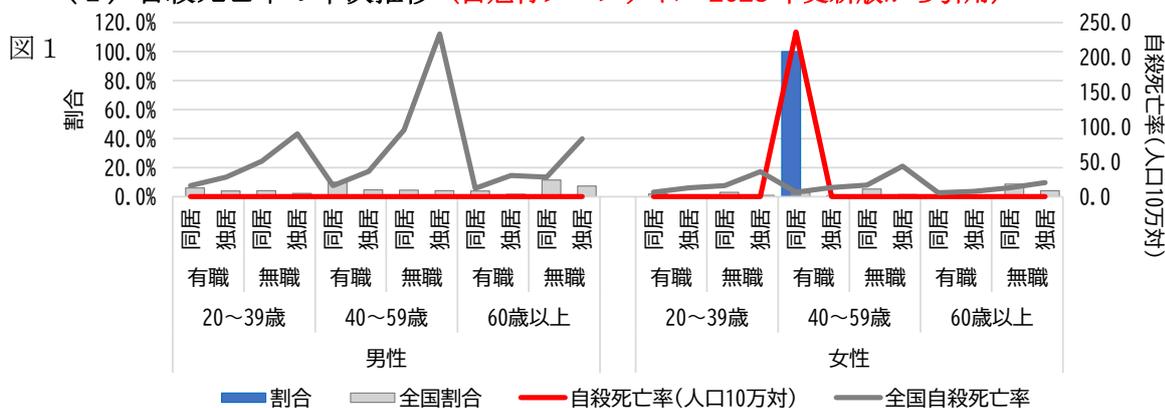
対策を進める上で具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本村では、平成 30 年から令和 4 年において自殺者数は 1 人という状況でした。当初掲げていた目標を達成することはできませんでしたが、今後も自殺予防対策を徹底することで、年間自殺者数を 0 人とすることを継続目標として掲げます。

## 第2章 占冠村の自殺をめぐる現状

### 1 統計データから見る占冠村の自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の年次推移 (占冠村プロフィール 2023 年更新版から引用)



占冠村の自殺者数は、平成 30 年～令和 4 年の間で 1 人でした。働き世代である 20～59 歳の自殺者が 1 人いました。上記図 1 は、占冠村内年代別の状況を示しています。

※) 自殺死亡率 … 自殺者数 / 人口 × 10 万人

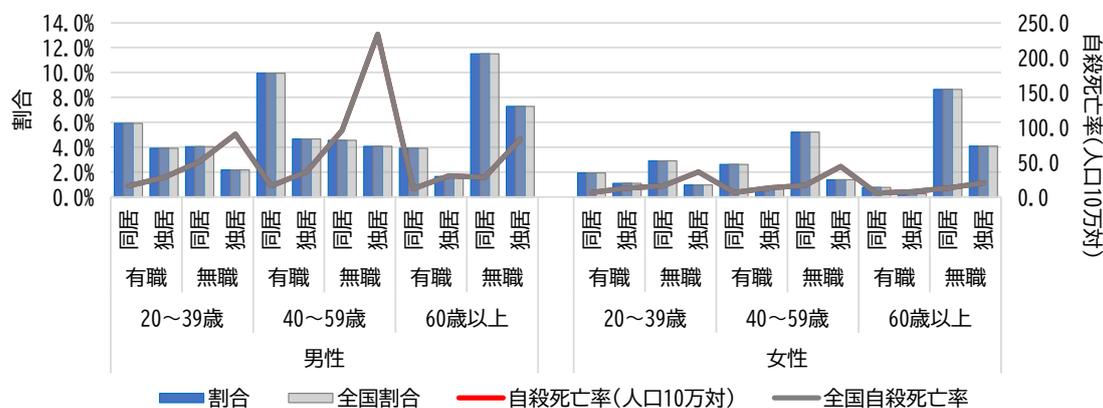
#### (2) 職業別にみた自殺者数 (性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	100.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	0	0.0%	82.5%
合計	1	100.0%	100.0%

### 2 統計データから見るわが国の自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の年次推移 (2018～2022 年合計)

(全国・地域自殺実態プロフィール 2023 から引用)



## (2) 男女別自殺者数の推移

国の状況として、男性は14,622人、女性は7,101人（いずれも令和4年中）となっており、男性の方が約2倍多くなっています。

## (3) 年齢階級別死亡の状況

国の統計（令和4年中）では、「50歳代」が全体の18.7%を占め、次いで「40歳代」16.7%となっています。また、若年層である「20歳未満」は3.6%、「20歳代」11.3%といずれも横ばいで推移しています。

## (4) 職業別にみた自殺者数（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	100.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	0	0.0%	82.5%
合計	1	100.0%	100.0%

## 3 これまでの占冠村における自殺予防の取組について

占冠村では平成25年から自殺予防対策として下記の事業やリーフレットによる周知に取り組んできました。

年度	事業名	講師・内容	参加人数
25	こころの健康講座	北の峰病院 石澤医師 「こころの病気について」	19人
	職員向メンタルヘルス研修	富良野保健所 犬飼保健師 「自殺の状況とその要因」	15人
26	ゲートキーパー研修	札幌医科大学保健医療学部看護学科 吉野 淳一 氏 北海道富良野保健所 保健師	14人
27	こころの健康教室	日本精神科看護協会青森県支部 弘前愛成会病院 盛 由美子氏 「良い睡眠について」	24人

## 第3章 占冠村の自殺対策の基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、村では次の 5 点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

### 1 地域におけるネットワークの強化

#### (1) 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。村民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【占冠村自殺対策会議】</b> 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。	全課
<b>【占冠村自殺対策推進検討委員会】</b> 住民課が主体となった実務者会議を開催します。関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。	住民課
<b>【富良野地域自殺予防対策連絡協議会】</b> 富良野保健所において、富良野地域における自殺予防対策に関し、各機関等と情報を共有するとともに、相互の連携・協力により、自殺対策の推進を図ります。	住民課

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和 10 年までの目標値
占冠村自殺対策会議開催	平成 30 年度設置	1 回以上／年
占冠村自殺対策推進検討委員会開催	平成 31 年度設置	1 回以上／年
富良野地域自殺予防対策連絡協議会	協議会出席	継続

## (2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【占冠村自殺予防ネットワーク会議】</b> 関係各種団体の代表が集まり、村の自殺対策に関する協議を行います（年1回開催）。 要保護児童対策地域協議会をネットワーク会議と位置付けます。	住民課
<b>【民生委員児童委員協議会】</b> 支援を必要とする方について、早期支援につなげられるよう取り組みます。	福祉子育て支援課
<b>【いじめ防止対策委員会】</b> いじめ防止に関係する機関及び団体へ自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた児童・生徒の早期発見と支援を推進します。	教育委員会 教育関係機関 福祉子育て支援課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
占冠村自殺予防ネットワーク会議の開催	平成30年度設置	1回以上/年
民生委員児童委員協議会の開催	12回/年	1回/月
いじめ防止対策委員会に関する機関への情報提供	児童・生徒へ人権SOSパンフレットを配布	継続・現状維持

## 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

### (1) 様々な職種を対象とする研修の実施

全職員の対応力向上とともにゲートキーパーの養成により、関係者の人材育成に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】</b> 各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱え困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、どんな相談に対しても相談に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。	住民課 総務課
<b>【こころの健康づくり教室】</b> こころの病気や不安や悩みの対処方法等、こころの問題に関することを学ぶことでうつ病予防をしてきます。また、相談窓口を周知する機会とし、教室を開催していきます。	住民課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
ゲートキーパー養成講座	平成25年度実施	2～3年に1回
こころの健康づくり教室	平成25～27年度実施	2年～3年に1回

## (2) 一般住民に対する研修による人材育成

日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や地区組織、商工会、消防団等、関係団体、地域ボランティアを中心に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を養成します。

【事業名】 事業内容	担当課
<p><b>【村民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】</b></p> <p>日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や地区組織、商工会・消防団等、関係団体、地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座等を開催していきます。</p>	住民課
<p><b>【こころの健康づくり教室】</b></p> <p>こころの病気や不安や悩みの対処方法等、こころの問題に関することを学ぶことでうつ病予防をしてきます。また、相談窓口を周知する機会とし、教室を開催していきます。</p>	住民課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
ゲートキーパー養成講座	平成25年度実施	2～3年に1回
こころの健康づくり教室	平成25～27年度実施	2年～3年に1回

### (3) 学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自殺を予防するために、悩みをもつ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による自殺に関する知識普及を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【学校教育関係者に対する情報提供】</b> 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成のため、自殺対策に関する知識普及を図ります。	教育委員会 住民課

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
自殺対策に関する知識普及・啓発活動	—	9月自殺予防週間 3月自殺対策強化月間

### (4) 関係者間の連携調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには「つなぎ役」となるコーディネーターの存在が重要となります。多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に村内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【地域ケア会議】</b> 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、他職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	福祉子育て支援課 住民課 診療所 社会福祉協議会 消防

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
地域ケア会議の開催	12回/年	1回/月

#### (5) 寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、この様な包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

【事業名】事業内容	担当課
【生活困窮者自立相談支援事業】 関係機関と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本としていきます。	福祉子育て支援課 社会福祉協議会

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
生活困窮者自立相談支援事業	—	事例が出た場合、 随時、連携し対応する

### 3 村民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合に誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

#### (1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

様々な機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	住民課
【図書館でのテーマ展示】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	住民課

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
庁内チラシ設置 庁内関係機関チラシ設置	—	3か所に設置
図書館テーマ展示	—	2回/年（9月・3月）

## (2) 村民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【こころの健康づくり教室】</b> こころの病気や不安や悩みの対処方法等、こころの問題に関する ことを学ぶことでうつ病予防をしてきます。また、相談窓口を周知 する機会とし、教室を開催していきます。	住民課
<b>【高齢者大学の健康教室】</b> 健康教室の一部分でうつ予防や相談窓口等を周知する機会とし ます。	住民課 教育委員会
<b>【各種イベントにおける展示等】</b> 自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連するブースの展示、 資料の配布などを行うことで村民への啓発の機会としていきます。	住民課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
講座・教室の開催回数	—	隔年1回
各種イベントにおける展示	—	1回/年

## (3) メディアを活用した啓発

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【広報誌・ホームページを通じた広報活動】</b> 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた啓発 活動を行います。また、通年を通じた相談窓口の周知を図ります。	住民課 企画商工課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
広報誌の掲載回数	—	年2回以上
ホームページの掲載回数	—	年2回以上

#### 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

##### (1) 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課
【図書館の管理事業】 村民が使用しやすい居場所として環境整備に努めます。	教育委員会
【地域カフェ事業】 事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉子育て支援課
【老人クラブ】 地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指します。	福祉子育て支援課 社会福祉協議会

##### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
図書館の利用者人数	延 1,657 人 (令和4年度実績)	延 1,500 人/年
地域カフェ事業	平成30年度設置	継続実施
老人クラブの開催	1回/月	継続実施

## (2) 自殺未遂者への支援・支援者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的なケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係者が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワーク構築を図っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【地域ケア会議の開催（医療機関等との連携）】</b> 地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っていきます。	住民課 福祉子育て支援課 村立診療所
<b>【自殺に関する研修会参加】</b> 自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等の職員が研修会に参加します。	住民課 福祉子育て支援課 村立診療所
<b>【専門機関による相談事業の周知】</b> 富良野保健所によるこころの健康相談や思春期相談、女性の健康健康相談等の周知を図ります。	住民課 企画商工課

### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
地域ケア会議の開催	12回/年	1回/月
自殺に関する研修会参加	—	1回/年
富良野保健所が行う各健康相談の周知	行政区回覧	広報または行政区回覧で周知

### (3) 遺された人への支援

自殺対策において事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課
【つどいの案内】 富良野保健所より情報提供されるつどいに等の案内を周知します。	住民課

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
つどいに関する案内周知	—	1回/年

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

### (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

【事業名】 事業内容	担当課
<b>【子どもの人権に関する教育】</b> 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育を推進します。	教育委員会 教育関係機関
<b>【人権SOSパンフレットを配布】</b> 人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	教育委員会 福祉子育て支援課

#### 評価指標

評価項目	現状値	令和10年までの目標値
子どもの人権に関する教育	人権作文の取組	1回／年
人権SOSパンフレットを配布	児童・生徒へ人権SOSパンフレットを配布	継続・現状維持
子ども相談支援センター 相談窓口の案内	児童・生徒へのカードリーフレットの配布	継続・現状維持
スクールカウンセラーの派遣	占冠中学校 月2回 その他随時対応	継続・現状維持

## 第4章 自殺対策の推進体制等

---

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、他分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、占冠村役場内には「占冠村自殺対策会議」を設置し、自殺対策の推進のための実務者で構成される「占冠村自殺対策推進検討委員会」において、実行ある施策の推進を図るとともに、全庁的な関連施策の推進を図ります。

また、幅広い関係機関・団体で構成される「占冠村自殺予防ネットワーク会議」を設置し、自殺対策を推進していきます。

### 1 地域ネットワーク

#### (1) 占冠村自殺対策会議

占冠村役場内において、村長をトップとした全管理職で構成される庁内組織であり、村長の強いリーダーシップのもと、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

#### (2) 占冠村自殺対策推進検討委員会

住民課が主体となった実務者会議であり、生活支援が自殺対策につながるという観点を持ち、関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。

#### (3) 占冠村自殺予防ネットワーク会議

保健、医療、福祉、教育等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、当村の自殺対策推進の中核として、自殺対策に係る計画周知、計画の進捗状況の確認を行います。占冠村においては、占冠村要保護児童対策地域協議会を自殺予防ネットワーク会議として設置します。

## 2 関係機関や団体等の役割

### (1) 村の役割

村民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の重要な推進役を担います。

### (2) 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子ども達の自殺予防の取組を進めます。

### (3) 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組を一層促進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組を進めます。

### (4) 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分がありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

### (5) 村民の役割

村民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

## 3 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は住民課とします。